

# 取引・証明用はかり《検定済品》

計量法で規定される「取引」及び「証明」行為に際しては、「取引・証明用はかり」と呼ばれる検定付きのはかりの使用が定められています。

**取引・証明用はかり**……はかりを「取引」、即ち商売などで使用する（はかり売りをする）場合や、計量した値を「証明」する場合は、取引・証明用はかりを使用する事が義務付けられています。

## ■ 取引・証明用はかりを使わなければならない例

- 例①：精肉店「豚肉の重さをはかったら〇〇gだったので、〇〇〇円です」⇒「取引」行為にあたるため  
 例②：健康診断 病院や診療所などで、健康診断で、「あなたの体重は〇〇kgです」と記録する⇒「証明」行為にあたるため

## ■ 一般のはかりを使ってもよい例<sup>\*</sup>

- 例③：家庭で料理の材料の重さをはかる ⇒「塩〇〇g、小麦粉〇〇kgなど」  
 例④：工場で製品を加工する時に重さをはかる ⇒「材料Aを〇〇kg、材料Bを〇〇gなど」  
 例⑤：工場の出荷検査で重さをはかる ⇒「段ボール1箱の中に消しゴム500個入っていて、1箱の重さが約1kgになる。正しく500個入っているかどうか出荷直前に段ボールの重さを計って、1kg前後かどうかチェックしている」

⇒いずれの例も「取引」「証明」の行為に該当しないので、一般のはかりを使用できます。

<sup>\*</sup> ③～⑤のような使いかたをする場合であれば、取引・証明用はかりを使用する義務はございませんが、取引・証明用はかりを使用してもかまいません。但し、取引・証明用はかりは法的な制限を受けるため、一部の機能が制限されます。(下記《取引・証明用はかりの注意点》をご参照ください。)

## 取引・証明用はかりを使用するお客様へ

- ご注文時に使用地区をお知らせください。  
お客様が使用される地区に合わせた製品をご用意いたします。(分銅内蔵機能があるモデルについては、使用地区の制限は受けません。)
- 取引・証明用はかりを購入後、最寄の計量検定所に届出を行って下さい。計量検定所は各都道府県ごとにご覧いただけます。
- 取引・証明用はかりは二年に一回、定期検査を受ける義務がございます。検査を行う時期については、計量検定所等の公的機関から公示されます。

## 使用地域区分 (複数の箇所に記載されている県は、どちらの地域番号でも使用できます。)

区分表1

| 該当機種                      | 地域番号 | 重力加速度の範囲                       | 使用地域(都道府県)   |
|---------------------------|------|--------------------------------|--|
| EK-i-K<br>EW-i-K<br>SR/SQ | 1    | 9.804 ~ 9.807 m/s <sup>2</sup> | 道北地方(宗谷・上川・留萌)、道東地方(網走・根室・釧路)  |
|                           | 2    | 9.803 ~ 9.806 m/s <sup>2</sup> | 道央地方(石狩・後志・空知)、道南地方(檜山、肝振、日高、渡島)、十勝地方  |
|                           | 3    | 9.801 ~ 9.804 m/s <sup>2</sup> | 青森県、岩手県  |
|                           | 4    | 9.800 ~ 9.803 m/s <sup>2</sup> | 宮城県、秋田県  |
|                           | 5    | 9.799 ~ 9.802 m/s <sup>2</sup> | 宮城県、山形県  |
|                           | 6    | 9.798 ~ 9.801 m/s <sup>2</sup> | 福島県、茨城県、新潟県  |
|                           | 7    | 9.797 ~ 9.800 m/s <sup>2</sup> | 栃木県、千葉県、富山県、石川県、福井県  |
|                           | 8    | 9.796 ~ 9.799 m/s <sup>2</sup> | 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈・小笠原支庁を除く)、神奈川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県     |
|                           | 9    | 9.795 ~ 9.798 m/s <sup>2</sup> | 東京都(八丈・小笠原支庁を除く)、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県 |
|                           | 10   | 9.794 ~ 9.797 m/s <sup>2</sup> | 東京都(八丈・小笠原支庁に限る)、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(薩摩・大隅地方に限る)                              |
|                           | 11   | 9.791 ~ 9.794 m/s <sup>2</sup> | 鹿児島県(薩摩・大隅地方を除く)   |
|                           | 12   | 9.789 ~ 9.792 m/s <sup>2</sup> | 沖縄県  |

区分表2

| 該当機種  | 地域番号 | 重力加速度の範囲                       | 使用地域(都道府県)   |
|---|------|--------------------------------|--|
| SW-K/SC-K/SE-K<br>HV-C(CP)-K<br>HV-CWP-K<br>FG-K/FG-CWP-K<br>HV-C(CP)-K大型<br>FT-i-K<br>SN-FP-K<br>SN-K(KL/KU)<br>SN-WP-K<br>ST-K<br>HV-CEP-K<br>HV-CEP-K大型<br>SJ-1000<br>SJ-2000(AWP)<br>HL-1000iWP-K<br>HL-2000iWP-K<br>SK-1000(i WP)<br>SK-2000(i WP) | 1    | 9.803 ~ 9.807 m/s <sup>2</sup> | 北海道  |
|   | 2    | 9.799 ~ 9.804 m/s <sup>2</sup> | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県  |
|   | 3    | 9.796 ~ 9.801 m/s <sup>2</sup> | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(八丈支庁管内、小笠原支庁管内を除く)、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                       |
|   | 4    | 9.794 ~ 9.799 m/s <sup>2</sup> | 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(全域)、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(薩摩・大隅地方に限る) |
|   | 5    | 9.789 ~ 9.794 m/s <sup>2</sup> | 鹿児島県(薩摩・大隅地方を除く)、沖縄県   |

## 《取引・証明用はかりの注意点》

- 一般のはかりに対して、取引・証明用はかりは法的な制限を受ける為、以下のことができません。ご注意ください。
- 購入した時に設定した地域と違う場所で使用する(ただし定期検査に合格すればご使用できます)。
  - お手持ちの分銅でキャリブレーション(感度調整)を行う。(※内蔵分銅機能がある場合は除く)  
例：●計量した値がずれてきたので、分銅を使って感度調整を行う  
●重力加速度を調整する
  - ボール取り外し、ケーブルの延長、計量皿の形状変更<sup>\*</sup>はできません。 ※ 風袋として計量皿に何かを載せることは除く

取引・証明用はかり  
(検定済品)